◇「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

平成24年上尾市教育委員会12月定例会において、指定管理者による管理の移行に伴う一部改正を旨とする「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則」が審議され、原案のとおり、可決成立したところであるが、さらに、団体利用登録に関する事項を定めるとともに、他の教育機関とともに統一的な減免基準を設けたいので、「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則」を一部改正し、平成25年4月1日から施行するものである。

2 改正点

- (1) 上尾市民体育館の団体利用登録について、所要の改正を行ったこと。
- ② 次のとおり、利用料金の減免基準を設けたこと。
 - ・市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合は、利用料金を免除とする。
 - ・心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合は、利用料金の5割を減額する。
 - ・このほか、指定管理者が特に必要があると認める場合は、利用料金の免除又は5割を 減額する。

3 施行期日 公布の日

◇上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則(平成24年上尾市教育委員会規則第10号) 新旧対照表(全文)

	工术中教育女员女从对为「〇寸/ 初门日/7) 派女 (工人/
改正前 (改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
第1条中「第16条」を「第18条」に改める。	第1条中「第16条」を「第18条」に <u>改め、同条の次に次の1条を加える</u> 。 (利用の登録及び手続)
	第1条の2 体育館の施設等(条例第2条第1号に規定する施設等をいう。第
	4条及び第5条において同じ。)の団体利用をする者が条例第5条第1項の
	<u>許可を受けようとするときは、あらかじめ条例第12条に規定する指定管理</u> 者(以下単に「指定管理者」という。)による登録を受けなければならない。
	<u>1 (以下単に「指足官連省」という。)による登録を受けなければならない。</u> 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、10人以上の者で構成
	2 前後の規定による登録を支げることができる有は、10人以上の有で構成 されている団体とする。
	3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、上尾市民体育館利用団体
	登録申請書 (第1号様式) に、上尾市民体育館利用団体構成員名簿 (第2号
	様式)を添付して、指定管理者に申請しなければならない。
	4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2
	項に規定する要件を備えているかどうかを確認の上、登録すべきものと認め
	たときは、上尾市民体育館利用団体登録カード(第3号様式)を当該申請者
	に交付するものとする。
	5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、2年ごとにその更新を受け
	なければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
	6 第4項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が 生じたときは、上尾市民体育館利用団体登録事項変更届(第4号様式)に、
	上尾市民体育館利用団体登録カードを添付して、速やかに指定管理者に届け
	出なければならない。
	7 第2項から第4項までの規定は、指定管理者による登録の更新に係る手続
	について準用する。
第2条第1項中 <u>「教育委員会」</u> を「 <u>条例第12条に規定する</u> 指定管理者 <u>(以</u>	第2条第1項中「 <u>(第1号様式)」を「(第5号様式)」に、「(第2号様式)」</u>
下単に「指定管理者」という。)」に改め、同条第2項本文中「前項」を「前項	
本文」に、「7日」を「3日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定	文中「前項」を「前項本文」に、「7日」を「3日」に改め、同項ただし書中「教
管理者」に改める。	育委員会」を「指定管理者」に改める。
第3条第1項中「上尾市民体育館利用許可書兼領収書」を「上尾市民体育館	第3条第1項中「 <u>上尾市民体育館利用許可書兼領収書(第3号様式)</u> 」を「 <u>上</u>
利用(利用変更)許可書兼領収書」に改め、「又は上尾市民体育館利用変更許可	<mark>尾市民体育館利用(利用変更)許可書兼領収書(第7号様式)</mark> 」に改め、「又は

上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書(第4号様式)」を削り、同条第2項中

「(第5号様式)」を「(第8様式)」に、「使用料」を「利用料金(条例第15条

第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)」に改める。

金をいう。以下同じ。)」に改める。

書兼領収書(第4号様式)」を削り、同条第2項中「(第5号様式)」を「(第4

号様式)」に、「使用料」を「利用料金(条例第15条第1項に規定する利用料

改正前 (改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
第4条中 <u>「施設等」の次に「(条例第2条第1号に規定する施設等をいう。</u> 次条において同じ。)」を加え、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。	第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。
第5条を次のように改める。 (利用後の点検) 第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、 又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者 による点検を受けなければならない。	《同左》
第6条ただし書中「教育委員会の許可」を「指定管理者の許可(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可)」に改め、同条に次の1項を加える。 2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。	《同左》
第7条の見出しを「(利用料金の納付)」に改め、同条中「第12条の使用料」を「第15条第1項の規定による利用料金の納付」に、「納付するものとする」を「、これを行わなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。 2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用(個人利用の場合に限る。)に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。 3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。	《同左》
第8条の見出し中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同条中「第12条 第2項の規定に基づく」を「別表1の表及び2の表に規定する」に、「使用料」 を「利用料金の額」に、「別表」を「別表第2」に改める。	≪同左≫
第12条の見出しを「(その他)」に改め、同条中「この規則」を「条例及びこの規則」に、「必要な事項」を「体育館の管理に関し必要な事項」に、「上尾市教育委員会教育長が」を「条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に」に改め、同条を第13条とする。	《同左》

第11条を削る。

第10条の見出しを「(利用料金の返還の額等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)」を「上尾市民体育館利用料金返還申請書(第8号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条」を「第16条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「スポーツ行事」を「行事」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第5条」を「第16条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除 承認申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

≪同左≫

第10条の見出しを「(利用料金の返還の額等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)」を「上尾市民体育館利用料金返還申請書(第7号様式)」を「上尾市民体育館利用料金返還申請書(第12号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条」を「第16条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

第9条第1項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「第5条」を「第16条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書(第6号様式)」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書(第10号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除 承認申請書(第11号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

改正前 (改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
第8条の次に次の1条を加える。 (指定管理者による利用料金の額についての選 第9条 指定管理者は、利用料金の額について第 うとするときは、上尾市民体育館利用料金承認 教育委員会に申請しなければならない。 別表中「使用料」を「利用料金の額」に改め、 ように改める。 アリーナ空調設備 1式 1時間	第15条第4項の承認を受けよ 日間書 <u>(第5号様式)</u> により、	第8条の次に次の1条を加える。 (指定管理者による利用料金の額についての承認申請) 第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けよ うとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書(第9号様式)により、 教育委員会に申請しなければならない。 《同左》
別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。 別表第1 (第7条関係)		《同左》
種類	料金の額	
利用度数 11,000円分	10,000円	
利用度数 5,500円分	5,000円	
利用度数 2,750円分	2,500円	
備考 プリペイドカードの料金は、発行の関	際に徴収する。	
第1号様式から第7号様式までを次のように改	女める。	第1号様式から第7号様式までを次のように改める。
		≪様式省略≫
		※今回、団体利用登録に関する様式が第1号様式から第4号様式まで 追加され、当該一部改正前の様式が順次4号ずつ繰り下がっている。
第7号様式の次に次の1様式を加える。		第7号様式の次に次の5様式を加える。

≪様式省略≫

(施行期日)

1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)の施行の日(平成25年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の日前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書(この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。)は、改正後の第3号様式による上尾市民体育館利用(利用変更)許可書兼領収書とみなす。

(施行期日)

1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾 市条例第20号)の施行の日(平成25年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に上尾市民体育館を指定して、上尾市教育委員会が管理する公共施設に係る予約システムの利用に関する規則(平成17年上尾市教育委員会規則第6号)の規定によりその例によることとされた上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成17年上尾市規則第44号)第8条第1項の規定により上尾市教育委員会の登録を受けている団体は、改正後の第1条の2第1項の規定による指定管理者による登録を受けたものとみなす。この場合において、当該指定管理者による登録の有効期間は、同規則第8条第3項に規定する予約システムの利用の登録の有効期間の残日数と同一の期間とする。
- **3** 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の日前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書(この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。)は、改正後の第7号様式による上尾市民体育館利用(利用変更)許可書兼領収書とみなす。

◇上尾市民体育館管理規則(昭和55年上尾市教育委員会規則第2号) 改正経過表

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則(平成24年上尾市教育委員 会規則第10号)改正前	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則(平成24年上尾市教育委員会規則第10号)改正後 (<u>ტ</u> ტ正部分)	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 改正後 (
(趣旨) 第1条 この規則は、上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号。 以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、上尾市民体育館(以下「体育館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。) 第18条の規定に基づき、上尾市民体育館(以下「体育館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 《同左》
		(利用の登録及び手続) 第1条の2 体育館の施設等(条例第2条第1号に規定する施設等をいう。 第4条及び第5条において同じ。)の団体利用をする者が条例第5条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ条例第12条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)による登録を受けなければならない。 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、10人以上の者で構成されている団体とする。 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、上尾市民体育館利用団体登録申請書(第1号様式)に、上尾市民体育館利用団体構成員名簿(第2号様式)を添付して、指定管理者に申請しなければならない。 4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2項に規定する要件を備えているかどうかを確認の上、登録すべきものと認めたときは、上尾市民体育館利用団体登録カード(第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。 5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 6 第4項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、上尾市民体育館利用団体登録事項変更届(第4号様式)に、上尾市民体育館利用団体登録かードを添付して、速やかに指定管理者に届け出なければならない。 7 第2項から第4項までの規定は、指定管理者による登録の更新に係る手続について準用する。
(利用の許可の申請) 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用	(利用の許可の申請) 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許	(利用の許可の申請) 第2条 条例第5条第1項の許可を受け上うとする考け上尾市民体育館利用
新可申請書(第1号様式)を、許可に係る事項を変更しようとする者は上 尾市民体育館利用変更許可申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しな ければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利 用しようとする日に口頭により行うものとする。	可申請書(第1号様式)を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書(第2号様式)を 本育館利用変更許可申請書(第2号様式)を 条例第12条に規定する指定管理 者(以下単に「指定管理者」という。) 個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により 行うものとする。	許可申請書 (第5号様式) を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書 (第2号様式) を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。
2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前7日までに提出しなければならない。ただし、 教育委員会が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。	2 <u>前項本文</u> の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前 <u>3日</u> までに提出しなければならない。ただし、 <u>指</u> <u>定管理者</u> が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。	2 <u>前項本文</u> の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日 から利用しようとする日の前 <u>3日</u> までに提出しなければならない。ただし、 <u>指</u> <u>定管理者</u> が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。
(許可書等の交付) 第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用許可書兼領収書(第3号様式)又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書(第4号様式)を 当該申請者に交付して行うものとする。	(許可書等の交付) 第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用(利用変更)許可書 兼領収書(第3号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。	(許可書等の交付) 第3条 条例第5条第1項の許可は、 上尾市民体育館利用(利用変更)許可書 兼領収書(第7号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券(第5号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、使用料の領収書は、交付しない。		2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券 <u>(第8号様式)</u> を 当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、 利用料金(条例第 15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の領収書は、交付しない。
(造作等の制限) 第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等 に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認 を受けなければならない。	(造作等の制限) 第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等 <u>(条</u> 例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。) をし、又は造作を加えようとするときは、 <u>指定管理者</u> の承認を受けなければな	

らない。

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則(平成24年上尾市教育委員 会規則第10号)改正前	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則(平成24年上尾市教育委員会規則第10号)改正後 (<u>み正部分</u>)	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 改正後 (
(遵守事項及び教育委員会の指示) 第5条 教育委員会は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。	(利用後の点検) 第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、 又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者に よる点検を受けなければならない。	(利用後の点検) 第5条 《同左》
(販売行為等の禁止) 第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行 為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合 は、この限りでない。	(販売行為等の禁止) 第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可)を受けた場合は、この限りでない。 2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。	
(使用料の納期) 第7条 条例第12条の使用料は、第3条第1項に規定する許可書又は同条 第2項の個人利用券の交付と同時に納付するものとする。	(利用料金の納付) 第7条 条例第15条第1項の規定による利用料金の納付は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に、これを行わなければならない。 2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用(個人利用の場合に限る。)に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。 3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。	(利用料金の納付)第7条 《同左》2 《同左》3 《同左》
(附属設備の使用料) 第8条 条例第12条第2項の規定に基づく附属設備の使用料は、別表のとおりと する。	(附属設備の <u>利用料金の額</u>) 第8条 条例 <u>別表1の表及び2の表に規定する</u> 附属設備の <u>利用料金の額</u> は、 <u>別表 第2</u> のとおりとする。 <u>(指定管理者による利用料金の額についての承認申請)</u> 第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けよう	(指定管理者による利用料金の額についての承認申請)
	とするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書(第5号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。	70 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(使用料の減免) 第9条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催するスポーツ行事に利用する場合 免除 (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除 (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除 (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額 (5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額	(利用料金の減免) 第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に担ける場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合 免除 (2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除 (3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除 (4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額 (5) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 3割減額	(利用料金の減免) 第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合 免除 (2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額 (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除
2 条例第5条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、 上尾市民体育館使用料減額・免除申請書(第6号様式)を教育委員会に提 出しなければならない。	2 条例 第16条 の規定による 利用料金の 減額又は免除を受けようとする者は、 上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書 しなければならない。	2 条例 第16条 の規定による 利用料金の 減額又は免除を受けようとする者は、 上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書(第10号様式)を指定管理者に提 出しなければならない。
	(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請) 第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第1 6条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認 申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。	(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請) 第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第1 6条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認 申請書(第11号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

上尾市民体育館管理 会規則第10号)改正		する規則(平成2.	4年上尾市教育委員	上尾市民体育館管理 会規則第10号)改正			4年上尾市教育委員		理規則の一部を改正 ^{対正部分)}	Eする規則の一部を	改正する規則
(使用料の還付) 第10条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に 定めるとおりとする。 (1) 条例第14条第1号の場合 全額 (2) 条例第14条第2号の場合 教育委員会がその都度定める割合 2 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者 は、上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)を教育委員会に提出 しなければならない。				(利用料金の返還の額等) 第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額 (2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額				(利用料金の返還の額等) 第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額 (2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額 2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、			
(利用後の点検) 第11条 条例第5条 とき、又は条例第9 育館職員の点検を受	条の規定により当	該施設等を原状に									
(委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会教育長が定める。			(その他) 第13条 条例及びこの規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。								
			別表第1 (第7条関係) 種類 料金の額 利用度数 11,000円分 10,000円 利用度数 5,500円分 5,000円 利用度数 2,750円分 2,500円 備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。			別表第1 (第7条関係) 類末 類 料金の額 利用度数 11,000円分 10,000円 利用度数 5,500円分 5,000円 利用度数 2,750円分 2,500円 備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。					
別表(第8条関係)				別表第2 (第8条関係)				別表第2 (第8条関係	系)		
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額
得点表示盤	1基	1時間につき	300円	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	得点表示盤	1 基	1時間につき	300円
放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円
放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円
更衣ロッカー	1個	1回につき	100円	アリーナ空調設備	<u>1式</u>	1 時間につき	4,000円	アリーナ空調設備	1式	1 時間につき	4,000円
				•				1			